（解任）

第68条　紛争解決委員が第20条第１項又は前条第４項各号に掲げる事由のいずれかに該当し又はするに至った場合には、紛争解決委員から解任される。紛争解決委員の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるときも同様である。

2　紛争解決委員に前項に定める解任の事由がある場合には、当該紛争解決委員が主宰する紛争解決手続の当事者は、当該紛争解決手続が終了するまでの間、委員会に対し、当該紛争解決委員の解任を請求することができる。この場合、解任請求の理由を疎明しなければならない。

3　前項の請求は、細則に定める事項を記載した書面２通を紛争受付課に提出して行うものとする。

4　紛争解決委員に第１項に定める解任の事由があるときは、委員会は、職権で又は第２項の請求により紛争解決委員の解任を決定する。

5　委員会は、前項の決定をするに当たり、当該紛争解決委員の意見を聴取するとともに、必要に応じて当該紛争解決委員が担当する紛争解決手続の当事者の意見を聴取することができる。

6　紛争解決委員は、当該紛争解決委員に係る第４項の決定に当たり、委員会（第８項の規定に基づき小委員会に権限が委任されている場合には小委員会）に対し、意見を陳述することができる。

7　委員会は、紛争解決委員の解任に関する決定をした場合には、これを当事者及び当該紛争解決委員に対し書面で通知する。

8　委員会は、第４項及び第５項に定める権限並びに当該権限の行使に係る第18条の権限の行使につき、あらかじめ定める委員３名からなる小委員会に委任することができる。

9　第１項及び第４項から前項までに掲げる規定は、紛争解決委員に心身の故障がありその職務を遂行できないと認められる場合に準用する。この場合において、第４項に「職権で又は第２項の請求により」とあるのは「職権で」と、第６項に「第４項」とあるのは、「第９項により準用される第４項」と、第８項に「第４項及び第５項」とあるのは「第９項で準用される第４項及び第５項」と読み替える。

10　紛争解決委員は、この規則に定める場合を除くほか、その意に反して解任させられないものとする。

（辞任）

第69条　紛争解決委員は、辞任することができる。

2　紛争解決委員が辞任をするときには、委員長に対し書面を提出しなければならない。

（紛争解決委員が欠けた場合）

第70条　第67条第２項から第４項の規定は、紛争解決委員が欠けた場合又は第67条第３項により紛争解決委員３名の選任を要すると判断された事案において紛争解決委員が３名を下回った場合に準用する。この場合において、第67条第２項に「前項の通知」とあるのは、「紛争解決委員が欠けたことを知ったとき」と読み替える。

（紛争解決委員の権限の行使）

第71条　紛争解決委員は、良心に従い独立してその職権を行使しなければならず、紛争解決手続の実施につき、何人からも命令又は指示を受けてはならない。

2　第67条第３項の規定により紛争解決委員３名が選任された場合には、この規定に定める紛争解決委員の権限は、当該紛争解決委員３名の合議によって決するところに従い行使する。但し、第72条及び第83条第３項に定める権限については、各紛争解決委員は単独でこれを行使することができる。

3　前項本文の場合において、紛争解決委員はその合議により、この規則で定める権限の行使を当該紛争解決委員のうちの１名に命じて行わせることができる。但し、第76条、第78条第１項、第79条、第80条第１項、第82条第１項、第90条第１項、第91条第２項及び第92条第３項の権限の行使はこの限りでない。

（紛争解決委員の補助等）

第72条　紛争解決委員は、その職務を行うについて、紛争受付課の職員に対し、法令判例その他必要な事項の調査の補助を行わせることができる。

2　紛争解決委員は、その職務を行うについて、貸金業相談・紛争解決センターの職員に対し、必要な指示を行うことができる。

（弁護士の助言）

第73条　紛争解決委員が弁護士でない場合において、紛争解決手続の実施に当たり法令の解釈適用に関し専門的知識を必要とするときには、当該紛争解決委員は、委員会が指定する弁護士の助言を受けることができる。但し、当該紛争解決委員が第19条第３項第４号に定める者であって、細則に従い算定された紛争解決委員として担当する紛争解決手続における紛争に係る請求の価額が、裁判所法第33条第１項第１号に定める額を超えない場合を除く。

（紛争解決委員に対する不当な影響の排除）

第74条　紛争解決委員は、紛争解決等業務の遂行に関し、協会又はその実質的支配者等若しくは子会社等から不当な影響を受けるおそれのある行為がなされたと判断したときには、遅滞なく当該事実を委員会に対して報告しなければならない。

2　当事者は、紛争解決等業務の遂行に関し、紛争解決委員に対して協会又はその実質的支配者等若しくは子会社等から不当な影響を受けるおそれのある行為がなされたと思料するときには、いつでも委員会に対してその旨を報告することができる。

3　委員会は、前２項の報告を受けたとき又は協会若しくはその実質的支配者等若しくは子会社等が紛争解決委員に対して不当な影響を及ぼしているおそれがあると認めるときには、遅滞なく事実関係を調査し、調査の結果に従い、紛争解決委員が不当な影響を受けることを排除するために必要な措置を講じなければならない。

4　第68条第５項、第６項及び第８項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において第68条第５項に「前項の決定をするに当たり」とあるのは「前項に定める調査の実施及び必要な措置の決定に当たり」と、同第６項に「当該紛争解決委員に係る第４項の決定に当たり」とあるのは「当該紛争委員に関する不当な影響に係る前項の調査及び措置の決定に当たり」と、「第８項の規定に基づき」とあるのは「この項の規定により準用される第68条第８項の規定に基づき」と、同第８項に「第４項及び第５項に定める権限」とあるのは「前項の調査の権限」と読み替える。

第４節　紛争解決手続の開始

（紛争解決委員選任の通知等）

第75条　紛争解決委員が選任されたときには、第70条により準用される第67条の規定に基づき選任された場合を除き、その選任後遅滞なく、紛争解決手続を開始しなければならない。また、紛争解決委員が第70条により準用される第67条の規定に基づき選任されたときには、遅滞なく前任者から紛争解決手続を引き継ぐものとする。

2　紛争解決委員は、その選任後、速やかに、申立人及び相手方に対し、細則で定めるところに従い、当該紛争解決委員が紛争解決委員に選任された旨を通知しなければならない。

（紛争解決手続の不開始）

第76条　前条第１項第１文の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する事由がある場合には、紛争解決委員は、紛争解決手続を開始しない旨の決定を行わなければならない。

⑴　申立てが協会員等の貸金業務に係わるものでないとき。

⑵　申立てが第59条第１項に掲げる者以外の者によってなされたとき。

⑶　申立人が不当な目的でみだりに申立てをしたと認めるとき。

⑷　申立てを行った契約者等が、申立てに係る当該貸金業務関連紛争を適切に解決するに足りる能力を有する者であると認められるとき。

⑸　前号に定める場合のほか、申立てを行った者につき紛争解決手続を行うのに適当でない事由があると認めるとき。

2　紛争解決委員は、申立ての趣旨又は紛争の要点が特定されないときには、紛争解決手続を開始しない旨の決定を行うことができる。

（紛争解決手続の開始に先行する資料等の提出等）

第77条　紛争解決委員は、前条第１項各号に掲げる事由の有無を確認するため又は申立ての趣旨若しくは紛争の要点を特定するために必要がある場合には、紛争解決手続開始に先立ち、申立人に対して口頭若しくは書面による説明を求め又は契約書その他の物件の提出若しくは提示を求めることができる。この場合において、加入貸金業者である申立人は、正当な理由なくこれを拒んではならない。